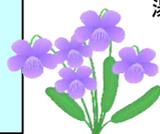




# 雄物川上流

No.312 発行日 令和4年3月9日  
国土交通省 東北地方整備局  
湯沢河川国道事務所 十文字出張所  
〒019-0522  
横手市十文字町字西上38-3  
TEL 0182-42-0109



## 河川にゴミを捨てる行為は、犯罪です！

令和3年度も残り1ヶ月を切りましたが、今年度も河川への不法投棄が各所で発見されました。

特に悪質だったのは、横手市雄物川町にある「雄物川河川公園」で、横手市が公園を管理しており、不法投棄対策のカメラも設置していますが、カメラの死角を突くように、農薬やビニールなど農業で使用した後の廃棄物が捨てられていたり、クーラーボックスなどキャンプで使用したものを置き去りにされていたりと、回収すれば投棄されるといった具合でした。

不法投棄はれっきとした犯罪です。産業廃棄物処理や各自治体で決められた家庭ゴミなどの各種回収方法に則り、適切にゴミは処分してください。

## 融雪時の河川の増水にご注意ください！！

これから段々暖かくなると、雪解け水によって河川の水のかさが増します。

急に暖かくなったときや雨が降ったときは気象情報や河川情報に注意してください。河川の増水や降雨により避難行動をとる際には、河川の水位や気象予警報を把握することが必要です。

洪水の危険度に応じた河川の水位は下記を参考にして下さい。

パソコン及びタブレット・スマートフォン 川の防災情報

<https://www.river.go.jp/>

QRコードスキャナー機能が付いている情報通信端末であれば、下記のQRコードを読み込むと情報提供画面を見ることができます。



スマートフォン版QRコード



## ～河川について、ご相談ください～

日々、十文字出張所では河川巡視を行っており、河川の異状や河川管理施設の損傷、河川公園や河川敷の利用状況などを確認し、必要があれば修繕や注意看板の設置などを行っています。

河川は基本的には、どなたでも利用できるようになっていますが、心ない方により、不法投棄(ゴミ捨て)や不法占用(小屋などを建てるなど)、原野火災(家庭ゴミや藁などの焼却などが原因)や不法行為(取水や迷惑行為)などが行われます。これらが発見した場合など、当出張所までお知らせいただくと大変助かります。

また、不特定多数で河川公園以外の河川敷などを遊水目的以外で使用する場合は、占用許可申請や一時使用届・作業届などを河川管理者あてに提出いただかなければ利用出来ない場合がありますので、そのような場合には、当出張所にお気軽にご相談ください。

